

【目次】

・中古車買取110番が終了!

…1ページ

・自動車保険を選ぶ時の注意点

…2、3ページ

- ・適格消費者団体連絡協議会に出席して
- ・「地方消費者フォーラム」のご案内
- ・編集後記

……4ページ

中古車買取トラブル110番が終了!

平成23年8月20日午後1時から4時にかけて、弁護士4名、司法書士1名の体制で、中古車買取トラブル110番を行った。

本年1月に、バイアップに対してキャンセル料条項の差止め請求訴訟を提起し、新聞報道等もされたが、その後も、中古車買取においては、「断っているのに何時間も居座られた」「キャンセル料が高すぎる」などの相談が寄せられていた。このような状況を踏まえ、110番を行った。

当日かかってきた電話は5件と多くはなかったが、内2件が、「キャンセル料が30%というのは高すぎるのではないか」というものだった。相談者から契約書等をFAXで送付してもらったところ、2件とも、キャンセル料が30%に設定されており、本年1月の提訴の案件よりも高額なキャンセル料となっていた。この2件は別業者であるものの、契約書(裏面約款)の書式がよく似ており、キャンセル料の設定も同じであったため、業者間で契約書をまねている可能性が高いものと思われた。

件数こそ少なかったものの、「高額なキャンセル料」という、想定していた相談が寄せられたため、110番終了後、早速この2つの業者に対して是正の申入れを行うこととなり、現在準備中である。申入れ後の業者の対応により、第2弾の差止め請求訴訟を行う可能性もあり、検討チームにて十分に議論したいと思っている。

中古車買取グループ検討グループ長

(弁護士)

中谷 敦



当日は、STVの取材があり、夕方のニュースで紹介されました。また、北海道新聞及び読売新聞にも予告が掲載されました。



自動車保険を選ぶ時の注意点



もしも交通事故にあつて重度の後遺症が残つたら…

あなたが、車を運転していて、交通事故にあい、不幸にして、重い後遺障害を負ってしまったとします。脊髄損傷という重い障害で、手足はもちろん、腹筋や背筋も全く動かすことができません。寝たきりの状態で、どこかに出かけるときは、家族やヘルパーに頼んで、車椅子に乗り換えなくてはなりません。入浴には、ヘルパー二人がいなければ、お風呂も入れません。仕事はできなくなったので、収入もありません。それどころか、今後、車椅子を買つたり、自宅の玄関にスロープをつけたり、介護用のベッドを買つたり、さらにヘルパーを頼んだり、おむつや消毒液、医療費等も考えると、必要なお金は莫大な金額になります。

このように、重度の後遺障害を負つた場合には、精神的にも肉体的にも非常に辛い状況になりますし、それに追い打ちをかけるように、経済的な面でも、大変な状況になります。

損害賠償は可能なの？

もちろん、事故の相手に対して、損害賠償請求をすることは可能です。事故の相手が自動車保険に入っていれば、様々な費用について支払をしてくれます。しかしながら、自動車事故の場合には、「過失割合」という問題があり、相手が負担してくれるのは、相手の過失の部分だけです。例えば、事故の過失割合が、6:4であり、相手が6割、自分が4割ということになれば、相手の自動車保険から支払われる保険金は6割だけで、4割は自己負担ということになります。

仮に、事故の相手に対して民事訴訟を提起して、損害額が1億円と認定されたとしても、相手の過失が6割であれば、相手の自動車保険からは6000万円しか支払われず、あとの4000万円は自己負担ということになってしまいます。

人身傷害保険という保険とは



さて、かつては、上記のようなケースで、自分の過失の4割部分は、自己負担するしかありませんでした。ところが、平成10年に、保険の自由化にともない、「人身傷害保険」という自動車保険が発売されました。あなたが、この保険に加入していると、上記の例でいえば、相手の加入している自動車保険会社が6割分の6000万円を支払い、残りの4割分はあなたの加入している自動車保険会社が支払ってくれるのです。

この保険は、現在、どこの保険会社・共済の自動車保険でも扱っており、標準的にセットされていることが多いです。御自分の自動車保険の証券で確認してみてください。人身傷害保険に加入していれば、「人身傷害保険」と、その「保険金額」が記載されているはずですよ。

保険会社により、支払いの計算方法が違う！

さて、今、「残りの4割分はあなたの加入している自動車保険会社が支払ってくれるのです。」と書きましたが、実は、この「4割分」の計算方法が、保険会社によって、まちまちなのです。結論的にいうと、上記のケースで4000万円を全部支払ってくれる保険会社もあれば、一部しか支払ってくれない保険会社もあるのです。

実は、契約者側にも過失がある場合に、人身傷害保険からいくら支払われるかについての計算方法が保険会社ごとに違うのです。

少し、話が難しくなりますが、なぜ、このようなことが起きるのかについて御説明します。

具体的なケースで考えたほうがわかりやすいので、次のようなケースを前提に考えてみましょう。

事例



- * あなた(被害者)・・・ X
- * あなたが契約している自動車保険会社・・・T社
- * 事故の相手(加害者)・・・Y
- * Yが契約している自動車保険会社・・・S社
- * XY間の裁判で裁判所が認定した損害の総額・・・ 1億円
- * 裁判所が認定した過失割合・・・X40:Y60
- * あなたがT社と契約している人身傷害保険の保険金額・・・ 5000万円
- * T社の算定基準によって積算した損害の総額・・・ 7000万円

あなた(X)が、交通事故によって重い後遺症を負い、相手(Y)に対して民事裁判を起こしたとします。裁判所は、損害の総額は1億円と認定しましたが、過失割合は、あなた(X)が4割、Yが6割だという判断をして、Yに対して6000万円の支払を命じる判決を出しました。あなたとしては、不足する4000万円分を、自分の契約している保険会社(T社)に請求します。

設例のとおり、あなたの加入している人身傷害保険は保険金額5000万円ですので、当然、あなたとしては、保険会社(T社)は4000万円を支払ってくれるものと思いますよね？

たしかに、多くの保険会社では、このケースで、4000万円を支払ってくれます。しかし、一部の保険会社は、「裁判所の計算では総損害額は1億円とされていますが、当社の人身傷害保険の損害算定基準では7000万円ですので、7000万円の40%である2800万円しか支払いません。」と言って、2800万円しか支払ってくれません。実は、約款には、「損害額算定基準」という基準が定められており、損害の計算方法が細かく決められているのです。そして、この「損害額算定基準」での計算結果は、裁判所が認定する損害額よりも低いことが多いのです。この基準によって計算すると、7000万円になるとします。そうすると、裁判所の認定額1億円と、約款の基準に基づいた計算結果の7000万円という二種類の損害額があることとなります。

多くの保険会社は、相手方(Y)との裁判で決まった金額(1億円)を尊重し、裁判所が認定した金額を基準にして、あなたの過失とされた4割部分の賠償金(4000万円)を支払います。

ところが、一部の保険会社は、既に裁判所が「1億円」という認定している場合であっても、あくまでも、自社の基準にしたがって積算した7000万円を前提に、その40%分だけを支払います。したがって、7000万円×0.4=2800万円しか支払われないのです。

つまり、保険会社によって、上記のケースで、4000万円を支払ってくれる保険会社と、2800万円しか支払ってくれない保険会社があるのです。

～ 消費者の皆さんへ



かつて、自動車保険は「自家用自動車総合保険(SAP)」という約款を使っており、全社共通の内容でした。

ところが、平成10年以降、保険商品は自由に設計・販売することができるようになりました。

このことは、保険会社同士が競争して、様々な保険商品が提供され、消費者の側がその中から最も良い保険商品を選択できるような世の中にするを目的としており、それ自体は、よい面もあります。

しかし、消費者に対して、各保険会社の保険商品の「違い」が適切に提供されていなければ、全く意味がありません。

適切な情報が提供されなければ、各保険会社がそれぞれ違う商品を提供していても、消費者は、それに基づいて適切な商品を選択することができないからです。

現在、各保険会社は、テレビ、新聞、インターネットなどで、自社の保険商品を広告・宣伝しています。

しかし、既に述べたような、人身傷害保険の「違い」について、適切に説明している保険会社は皆無です。

是非、自動車保険を選択する場合の参考にしてください。

人身傷害保険グループより～

適格消費者団体連絡協議会に出席して

平成23年9月17日に名古屋市内にある第二豊田ビルにて、第11回適格消費者団体連絡協議会が開催され、適格消費者団体9団体と適格消費者団体を目指す団体と消費者庁で総勢46名の参加がありました。

主な議題は、前半は差止請求に関わる課題と情報共有、差止請求訴訟を提起するときの留意点、後半は集団的消費者被害救済制度と、重要な議題が目白押しでした。

特に後半の集団的消費者被害救済制度に、質問等が集中し、新たな制度が導入された場合における①認定要件はどうなるのか②経営基礎の具体的金額は③対象事案についてはどうかなど様々な質問・意見が出されました。

いずれにしても、この制度の導入により、適格消費者団体は大きな節目を迎えることとなります。官民とも双方の知恵と努力が必要とされているのではないのでしょうか。

(記 事務局長 大嶋 明子)

「地方消費者グループフォーラム」開催のご案内 ～守ろう！共に生き、支え合う社会を！～

お知らせ



日 時	平成23年11月29日(火) 第1部 講演会 午前11時～午後12時15分 「放射能と食品について」 水産庁増殖推進部研究指導課研究管理官 農学博士 森田 貴巳 氏 第2部 消費者団体等の取り組み報告 午後1時～午後4時30分
場 所	北海道建設会館 9階大ホール (札幌市中央区北4条西3丁目)

※ 編集後記 ※

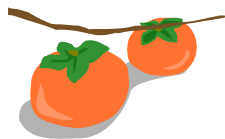
実りの秋です。ホクネットの事務所があるビルの前の花壇に柿の木があります。

去年よりも多い12～15個、実をつけていますが北海道に柿は育たないのでは・・・？

育つ環境に適した気温ではないということで、函館や伊達など一部に見ることができるのですが。

また、甘柿よりも渋柿のほうが寒さに強いそうです。

したがって、当然のことながら、北海道に柿が生ってもそれはすべて渋柿だそうです。(残念・・・)



内閣総理大臣認定 適格消費者団体
NPO 法人 消費者支援ネット北海道
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目

ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet122.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>

* 次号のニュースレター発行は平成23年11月30日を予定しています